

第39回職員処遇問題部会 議事録

1 日 時

令和5年2月7日（火）

2 場 所

持ち回り開催

3 参加者

(部会委員)

井上委員、浦岡委員、金野委員、佐々木委員、田村委員、千葉委員（五十音順）

(部会幹事)

齋藤給与課長

4 議 題

第39回職員処遇問題部会について

5 議事結果概要

各職員処遇問題部会委員に「第39回職員処遇問題部会」[\(資料\)](#)を手交・送付して、処遇に関する活動内容を報告した。

第39回 職員処遇問題部会

令和5年2月

防衛省人事教育局給与課

～ 目 次 ～

資料 1	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 について	1
資料 2	令和 5 年度予算案における諸手当の改善予定について	2
資料 3	いわゆる防衛 3 文書の改訂について	4
参考 1	自衛官の俸給構造について	5
参考 2	諸外国の軍人の給与制度調査について	6

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律について

概 要

1. 趣 旨

令和4年8月の人事院勧告においては、民間企業の給与較差を是正するため、初任給・若年層の月例給を引き上げることとされ、また、ボーナス(勤勉手当)についても0.10月分引き上げ、期末手当と合わせて年間4.40月分とすることとされた。なお、特別職の自衛隊員については、同年10月の給与関係閣僚会議において、同勧告の趣旨に沿って取り扱う旨が閣議決定された。

2. 改正法の内容

① 自衛官等の俸給等の引上げ(初任給・若年層) 令和4年4月1日に遡って引上げ

- ・ 幹部候補生(大学新卒) 226,500円 → 230,300円 (+3,800円)
- ・ 2 士 (高 校 新 卒) 179,200円 → 184,300円 (+5,100円)
- ・ 防大・防医大の学生 117,000円 → 120,200円 (+3,200円)
- ・ 陸自高等工科学校生徒 103,700円 → 106,900円 (+3,200円)

② 学生・生徒等のボーナス(期末手当)の引上げ 令和4年12月のボーナス(期末手当)から引上げ

- ・ 年間3.25月分 → 3.30月分 (+0.05月分)

【参考】年収増の効果(一例)

- ・ 士長(20歳) 約96,000円引上げ
- ・ 2曹(35歳) 約44,000円引上げ

令和5年度予算案における諸手当の改善予定について

○ 事項要求(防衛力の抜本的強化関係)

No.	項 目	概 要
事項要求	レーダーサイト勤務員の処遇改善 (対空警戒対処等手当の支給範囲の拡大)	航空自衛隊のレーダーサイトにおいて行う警戒監視業務のうち、対領空侵犯措置又は弾道ミサイル対処に関する業務に従事する隊員に対し、対空警戒対処等手当を支給する。 ・ 1日につき740円

○ 事項要求以外

No.	項 目	概 要
概算要求1	予備自衛官補の処遇改善 (教育訓練招集手当の引上げ)	令和3年度、4年度に引き続き、予備自衛官補の教育訓練招集手当を引き上げる。 ・ 1日につき8,500円 → 8,800円
概算要求2	サイバー・IT人材の処遇改善 (俸給の調整額の支給範囲の拡大)	サイバーセキュリティ・IT人材の確保・育成を推進するため、高い専門性を有し、かつ、勤労の条件に特殊性が認められるデジタル関係の業務に従事する陸上幕僚監部指揮通信システム課の電磁波専門官に対し、俸給の調整額を支給する。 ・ 調整数1 (月額10,200円)
概算要求3	技能職員の処遇改善 (ボーナスの役職加算の要件緩和)	一部の技能職員のボーナスには部下数による加算措置があり、現在は常勤職員の部下の数のみをカウントしているところ、一定の条件の下、非常勤職員等である部下の数もカウントできるようにすることにより当該加算措置の適用者を拡大する。 ・ 0%→5% (年額約70,000円)

No.	項目	概要
概算要求 4	危険任務を行うヘリコプター乗員の処遇改善 (航空作業手当の支給範囲の拡大)	危険な特定海域における警戒監視業務に従事する艦艇へのヘリコプターによる物資輸送について、令和4年度に航空作業手当の支給が認められたところ、より遠方の当該艦艇への輸送を実施するヘリコプター乗員に対しても、航空作業手当を支給する。
		・ 1日につき1,530円 (夜間1,960円)
概算要求 5	宇宙作戦群において夜間に勤務する隊員の処遇改善 (夜間特殊業務手当の支給範囲の拡大)	宇宙作戦群の改編に伴い、電波妨害状況把握装置の運用を24時間体制で開始することから、当該運用に従事する隊員に対して、夜間特殊業務手当を支給する。
		・ 勤務時間等に応じ、勤務1回につき1,100円～490円
概算要求 6	中央サイバー運用隊(仮称)等において夜間に勤務する隊員の処遇改善 (夜間特殊業務手当の支給範囲の拡大)	令和5年度末に新設予定の中央サイバー運用隊(仮称)及びサイバー運用隊(仮称)において、現在、通信隊が24時間体制で実施している基地通信等の業務に加え、新たに情報通信ネットワークの状況監視等の業務を24時間体制で実施することから、当該業務に従事する隊員に対して、夜間特殊業務手当を支給する。
		・ 勤務時間等に応じ、勤務1回につき1,100円～490円

○ 参考(査定落ち)

No.	項目	概要
事項要求	長距離人事異動の隊員の処遇改善 (広域異動手当の支給範囲の拡大)	円滑な人事異動及び適切な人材配置の確保を図るため、現行の広域異動手当(異動距離300km以上の異動の場合は一律俸給等の10%を支給)について、より長距離の異動を行った職員の手当額の引き上げを要求した。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動距離1,500km以上2000km未満 俸給等の15% ・ 異動距離2,000km以上 俸給等の20%

いわゆる防衛3文書の改訂について

(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定／処遇改善部分のみ抜粋)

① 国家安全保障戦略（抄）

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(2) 我が国の防衛体制の強化

オ 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員が、その能力を一層発揮できるようにするため、人的基盤を強化する。そのために、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図る。ハラスメントを一切許容しない組織環境や女性隊員が更に活躍できる環境を整備するとともに、**隊員の処遇の向上を図り**、そして、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境を整備する。

② 国家防衛戦略（抄）

VIII 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保するとともに、自衛隊員には、これまで以上の知識・技能・経験が求められているほか、偽情報等に惑わされない素養を身に着ける必要が生じていることも踏まえつつ、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備する必要がある。生活・勤務環境の改善、**処遇の向上**、栄典・礼遇に関する施策の推進、自衛隊員の家族や関係団体等との連携を含めた家族支援の拡充、人事管理の柔軟化等を通じた女性隊員が更に活躍できる環境醸成、ワークライフバランスの推進、若年で退職する自衛官の再就職支援の充実等**に引き続き取り組む**。特に、高い即応性、長期の任務、社会と隔絶された厳しい環境での勤務を求められる隊員には一定の配慮が必要である。（略）

採用については、・・・幅広い層からの人材確保を推進する。特に、**充足率の低い艦艇乗組員や、レーダーサイトの警戒監視要員等の人材確保に資する施策を総合的に講じていく**。（略）

③ 防衛力整備計画（抄）

I 計画の方針

3 人口減少と少子高齢化が急速に進展し、募集対象者の増加が見込めない状況においても、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用の取組強化、予備自衛官等の活用、女性の活躍推進、自衛官の定年年齢引上げ、再任用自衛官を含む多様かつ優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、**処遇の向上**、再就職支援等の人的基盤の強化**に関する各種施策を総合的に推進する**。

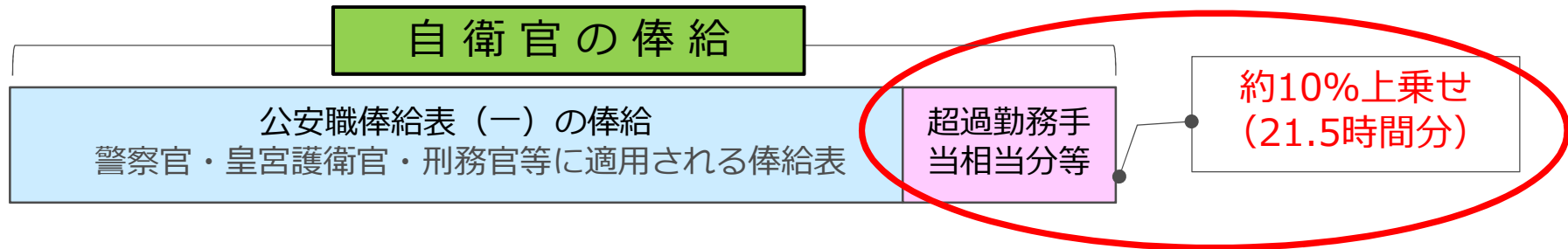
X 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

(6) 処遇の向上及び再就職支援

自衛隊員の超過勤務の実態調査等を通じ、任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与・手当とし、特に艦艇やレーダーサイト等で厳しい任務に従事する隊員を引き続き適正に処遇するとともに、反撃能力を始めとする新たな任務の増加を踏まえた隊員の処遇の向上を図る。諸外国の軍人の給与制度等を調査し、今後の自衛官の給与等の在り方について検討する。自衛官として長年にわたり任務に精励した功績にふさわしい栄典・礼遇に関する施策を進める。（略）

1 俸給構造の概要



注1：自衛官が任務を遂行する上で超過勤務の概念がなじまないことから、超過勤務手当等の支給はしていない。

注2：自衛官であっても高位階級の者は管理監督職であり、行政職に近い職務であるため、将及び将補（一）は、一般職の指定職俸給表と同額であり、将補（二）及び1佐は、行政職俸給表（一）をベースとしている。

注3：その他各種調整あり。

2 問題意識

- 現行の自衛官の俸給は、職務が比較的類似する警察官等に適用される公安職俸給表（一）等を基礎として、これに昭和43年当時の海上保安官の超過勤務手当相当分（21.5時間分）を加算した額が基本。
- これまで、累次にわたる人事院勧告に伴い俸給月額の改定こそ行ってきたものの、昭和43年に設定されたこの「21.5時間分」を見直す機運はあまりなかったところ、現状においてもなお自衛官の勤労の対価として妥当であり続けるのか検証し評価すべき時期に来ている。
- この際、自衛官の超過勤務の実態について最新の状況を調査し、給与制度の検討の資とする予定。

諸外国の軍人の給与制度調査について

参考2

- これまでも、米国国防省等の関係機関を訪問し、諸外国の軍人の給与制度のあり方や、給与改定の考え方など、必ずしも公刊資料等において詳らかに公表されていない情報に関する調査を実施してきたところ。
- 今後、当該調査を更に深化し、自衛官の給与等の在り方についての検討の資とする。

諸外国の軍人給与の決定要領(過去の給与制度調査)

	日本	米国 (平成29年度調査)	英国 (平成28年度調査)	ドイツ (平成30年度調査)	フランス (令和元年度調査)
俸給表	自衛官 独自 の俸給表	軍人 独自 の俸給表	軍人 独自 の俸給表	国家公務員 共通 俸給表	国家公務員 共通 俸給表
俸給改定要領	毎年、人事院勧告を踏まえた一般職国家公務員の給与改定(民間準拠 を基本)に準じて改定	毎年、 民間 の賃金水準に 連動 して見直しを実施 俸給の改定率は、民間労働者の雇用経費指数と同率で改定するのが基本 大統領が独自の率で 減額改定 を命令する場合も有	軍人給与が公平に確保されることを目的に、毎年、軍人給与審議会により、 民間給与 の水準データに基づく勧告を踏まえ改定を実施	他の国家公務員と同じ ※連邦給与法において、 経済・財政情勢への適応 、職責の考慮)を規定しており、経済情勢や組合との労使交渉の妥結状況を踏まえ決定	他の国家公務員と同じ ※毎年、 経済情勢 などを踏まえ、政府が決定
給与水準	一般職 の警察官に適用される公安職(一)俸給表を 基準 に独自の調整(超過勤務相当分を加味する等の調整)を実施 他国と異なりボーナス(期末・勤勉手当)の支給有	標準給与(基本給+基本住宅手当+基本食事手当+所得税等控除)が同等の学歴・勤務年数等を有する 民間人給与と同水準 となるよう設定	基本給に軍人の特殊性を勘案した調整額(Xファクター)を階級に応じた率で加算 基本給は、軍人の各階級、職種が 民間企業業務 との比較でどの程度に 相当 するかを評価して決定	他の国家公務員と同じ 軍人も一般の公務員も同じ俸給表を適用 下士官等には、軍人加算手当有	他の国家公務員と同じ 軍事を含む公務員の俸給段階・号俸が、職責等を評価した格付け指数により決定される。

令和5年度には**オーストラリア、ノルウェー軍**の調査を予定